

山梨県公報

第二千八百三十六号

平成三十年

十一月五日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更(四件)……………五三九
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………五四〇
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五四〇
- 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………五四〇
- 争議行為予告通知の受理……………五四一
- 落札者の決定について……………五四二
- 企 業 局
- 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………五四二
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五四五
- 一般競争入札について……………五四七

告 示

山梨県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市明野町上手字谷井前五六三番一地从先から 北杜市明野町上手字谷井前五六三番一地从先まで	旧	八・五 一三・七	二六・六
	新	八・五 一三・七	二六・六

山梨県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市芦川町鷲宿字中ノ島九三三番六地先から 笛吹市芦川町鷲宿字中ノ島九三三番六地先まで	旧	八・五 八・六	一六・七
	新	八・五 二〇・五	一六・七

山梨県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
笛吹市芦川町鶯宿字中ノ島九八一番一地从先から 笛吹市芦川町鶯宿字中ノ島九九四番一地从先まで	一〇・六 三九・七	一〇・六 三九・七	一二三・六 一二三・六

山梨県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 道路の種類 県道
 - 路線名 笛吹市川三郷線
 - 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
西八代郡市川三郷町中山字居平八八一番一地从先から 西八代郡市川三郷町中山字畑熊向八六六番地先まで	一四・六 三二・二	三二・五 四五・〇	九一・六 九一・六

山梨県告示第三百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十一月五日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 認定番号 山梨県指令建住第三千五百二十二号
 - 認定対象区域 中巨摩郡昭和町清水新居字小松田三百五十二番三及び三百五十二番四
 - 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 申請のあった年月日 平成三十年十月二十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人福祉機構やまなし
 - 代表者の氏名 藤井稔
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市徳行五丁目十番四十号
 - 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域社会で一人ひとりが尊重され、笑顔とともに夢を描ける心豊かな自立生活を営んでいくために、就業機会の提供や身体機能の向上及び社会参加への支援等の必要な事業を行い、充実した地域福祉社会の実現に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成三十年十月二十六日から同年十一月二十六日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字上松久保五三四四の二	刑部菊吉、刑部清兵衛、羽田三郎、舟久保新作、宮下伊勢治、宮下勝藏、宮下勝利、宮下新作、宮下徳平、宮下朋明、

富士吉田市小見見字溥久保山五一八七の二	宮下寅吉、宮下直正、宮下久治、宮下文右エ門、宮下衛、宮下由之
勝保本平	

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年十月四日山梨県告示第三百号（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨平成三十年十月二十四日付けで通知があつた。

平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 事件 次の要求事項に関する件

1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員

2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対

3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現

二 日時 平成三十年十一月八日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
- 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
- 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
- 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 共立診療所
- 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション すぎかけ
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター
- 南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ
- 南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ
- 南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼ
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
- 甲斐市富竹新田四百一番地の一 訪問看護ステーションやすらぎ
- 甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
- 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 共立診療所デイサービスふるさと
- 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
- 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし
- 大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから
 南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその
 甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ
 以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場
 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 落札者の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成三十年十一月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 落札に係る物品等
 - (一) 名称 農業農村整備事業標準積算システム関連機器等の借入・保守業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県農政部耕地課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年十月十日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 三千二百五十万三千六百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年八月三十日

企業局

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成三十年十一月五日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程
 山梨県管電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。
 第五条第二項の表電気主任技術者の項を次のように改める。

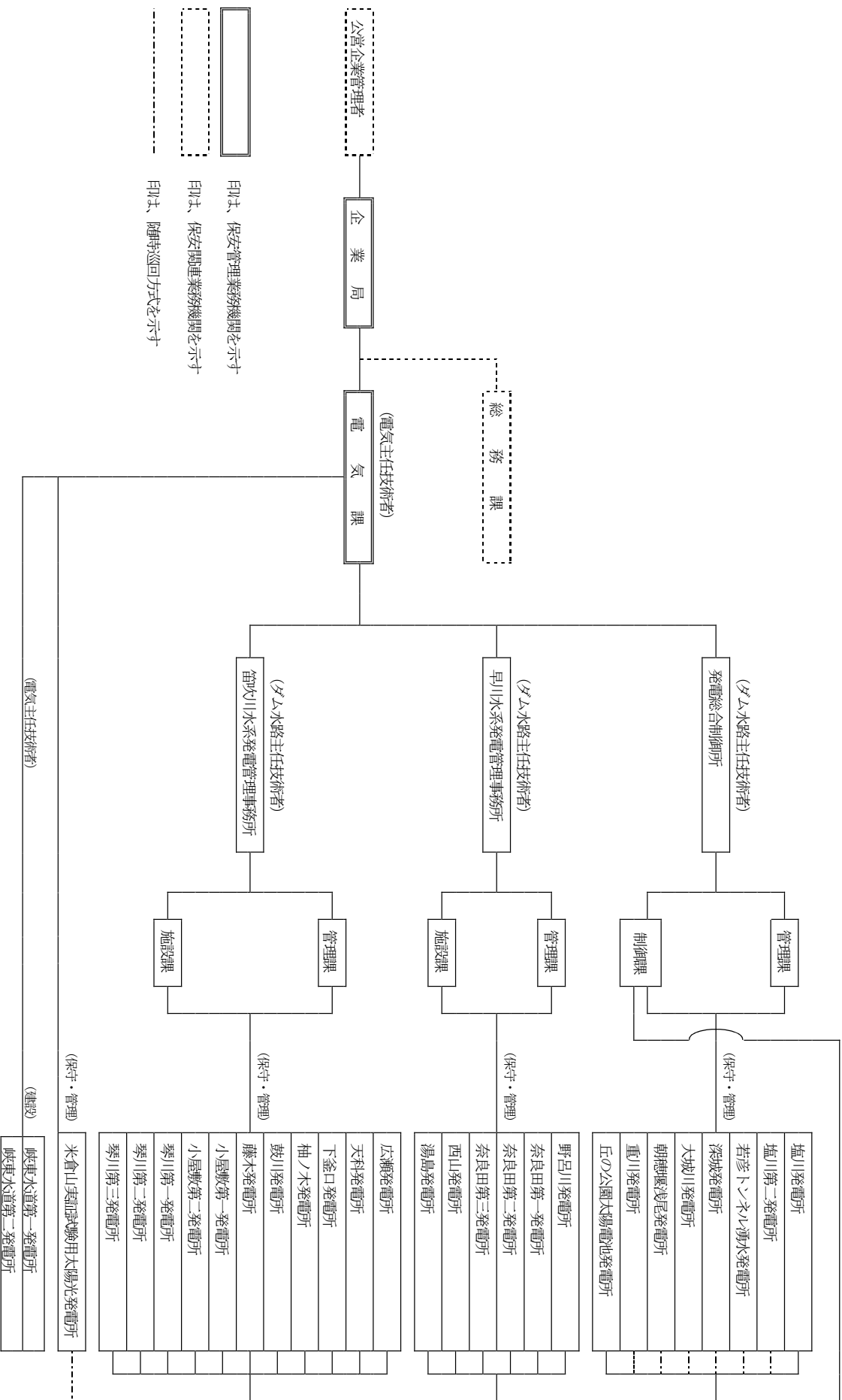
電気主任技術者		電気課長
発電総合制御所管電気工作物		電気課管理職員
早川水系発電管理事務所管電気工作物		
笛吹川水系発電管理事務所管電気工作物		
米倉山実証試験用太陽光発電所電気工作物		
峡東水道第一発電所電気工作物		
峡東水道第二発電所電気工作物		

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構

(監視・制御)



別表第二（第四条関係）

組 織 の 分 掌 業 務

組 織		分 掌 業 務
本 庁	電気課	1 電気事業の総括に関する事。 2 電気事業に係わる企画及び調整に関する事。 3 電気事業に係わる許可、認可及び免許の申請に関する事。 4 電気事業に係わる建設に関する事。 5 電気料金の算定に関する事。 6 発電所の改良、修繕工事の計画及び指導に関する事。 7 保安教育に関する事。 8 米倉山実証試験用太陽光発電所の保守管理に関する事。 9 峡東水道第一・第二発電所の建設に関する事。
	事 所	管理課
制御課		1 発電所の監視・運転制御に関する事。 2 給電業務に関する事。 3 発電所及びダム運用に関する事。 4 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所、重川発電所及び太陽電池発電所の設備並びにダム水路工作物の工事計画に関する事。 5 工事の設計及び施工に関する事。
業 所	管理課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 ダム及び水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施設課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備及びダム水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。
所	管理課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施設課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備及び水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。

この規程は、公布の日から施行する。

別表第二を次のように改める。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百三十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年十一月五日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

三八九	甲府市西下条町一、三七〇番地一先（国道三五八号と市道との丁字路交差点）	西下条南	平成三〇年一月一八日 告示第五号
-----	-------------------------------------	------	---------------------

三八九	甲府市西下条町一、三七〇番地一先（国道三五八号と市道との丁字路交差点）	西下条南	平成三〇年一月一八日 告示第五号
三九〇	中巨摩郡昭和町河西八四九番地先（町道同士の十字路交差点）	河西北	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
三九一	中巨摩郡昭和町紙漕阿原三番地一先（主要地方道甲府市川三郷線と町道との丁字路交差点）	紙漕阿原西	平成三〇年一月五日 告示第一三八号

八	南アルプス市小笠原一、三三番地の一〇先（市道と市道との交差点）	春仙美術館北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
---	---------------------------------	--------	----------------------

八	南アルプス市小笠原一、三三番地の一〇先（市道同士の十字路交差点）	南アルプス市立美術館北	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
---	----------------------------------	-------------	----------------------

四一	南アルプス市小笠原一、二二四番地の一〇号線との交差点）	春仙美術館南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	-----------------------------	--------	----------------------

四一	南アルプス市小笠原一、二二四番地一三先（市道同士の十字路交差点）	南アルプス市立美術館南	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
----	----------------------------------	-------------	----------------------

二二四	甲斐市島上条一、二六三番地先（県道と市道との丁字路交差点）	敷島中学校正門前	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	-------------------------------	----------	-----------------------

二二四	甲斐市島上条一、二六三番地先（県道と市道との丁字路交差点）	敷島中学校正門前	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
二二五	韮崎市藤井町駒井二、七四七番地先（国道一四二号と市道との丁字路交差点）	駒井南	平成三〇年一月五日 告示第一三八号

別表第五の二七二の項の次に次のように加える。

二七三	市道	甲府市下飯田四丁目一〇番四号先（市道同士の十字路交差点）	南進する車両	日曜、休日を除く午前七時	甲府	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
-----	----	------------------------------	--------	--------------	----	----------------------

三、四九九	県道小 荒間長 坂停車 場線	北杜市長坂町白井沢二、七九 六番地先	四	北杜	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
-------	-------------------------	-----------------------	---	----	--------------------------

別表第十の四、〇七四の項を次のように改める。

四、〇七四	国道二 〇号	北杜市白州町鳥原一、〇〇八 番地先	四	北杜	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
-------	-----------	----------------------	---	----	--------------------------

別表第十の五、二五〇の項を次のように改める。

五、二五〇	県道塩 山停車 場大菩 薩嶺線	甲州市塩山下栗生野一、五七 〇番地二先	四	日下 部	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
-------	--------------------------	------------------------	---	---------	--------------------------

別表第十の五、四三八の項を次のように改める。

五、四三八	主要地 方道白 井甲州 線	甲州市塩山下於曾八七一 番地 一先	四	日下 部	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
-------	------------------------	-------------------------	---	---------	--------------------------

別表第十の五、五七三の項の次に次のように加える。

五、五七四	主要地 方道甲 府市川 三郷線	中巨摩郡昭和町紙漉阿原三番 地一先	一	南甲 府	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
五、五七五	市道	甲斐市島上条一、六九四番地 先	一	葦崎	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
五、五七六	市道	大月市猿橋町桂台三丁目二四 番八号先	一	大月	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号

別表第十四の一、五四二の項を次のように改める。

一、五	主要地 方道塩 山勝沼	甲州市塩山牛輿 四、二二一番地 二先（主要地方 先）	二、〇一〇	車両（ けん引・	五〇	日下 部	平成三〇 年一月 五日
-----	-------------------	-------------------------------------	-------	-------------	----	---------	-------------------

市線 道	道塩山勝沼線と 農道との丁字路 交差点）から甲 州市勝沼町山一 （五五六番地先 ）（県道休息勝沼 線と市道との丁 字路交差点）ま での両側	①②③ を除く	告示第一 三八号
---------	---	------------	-------------

別表第十六の一、九四四の項を次のように改める。

一一、九四四	削除	富士吉 田	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
--------	----	----------	--------------------------

別表第十六の一、九四五の項を次のように改める。

一一、九四五	削除	富士吉 田	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
--------	----	----------	--------------------------

別表第十六の一、九四六の項を次のように改める。

一一、九四六	削除	富士吉 田	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
--------	----	----------	--------------------------

別表第十六の一、九六六の項の次に次のように加える。

一一、九六七	県道鷲 宿上曾 根線	笛吹市境川町藤笠二、二七八 番地一先（県道鷲宿上曾根線 と市道との十字路交差点・南 進車両）	笛吹	平成三〇年一 月五日 告示第一三八号
--------	------------------	---	----	--------------------------

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他

の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十一月五日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成三十一年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
- 3 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

す。

- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
 - 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
 - 10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
 - 12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課 企画担当 電話〇五五―二二一―〇一〇
 - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年十一月二十一日（水）までの山梨県の休日（これを除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（十一月二十一日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年十二月二十一日（金）午前十一時山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室
 - 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年十二月十九日

(水) 午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年十二月五日(水)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(十二月五日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課 電話〇五五―二二―〇一一〇
※ Summary

1 Required good and quantity of the products to be procured: Equipment for automobile keeping Place certificate computerization system Iset

2 Date and time for tender: 11:00 AM December 21, 2018

3 Bureau in charge: Traffic Regulation Division, Traffic Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu
Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番